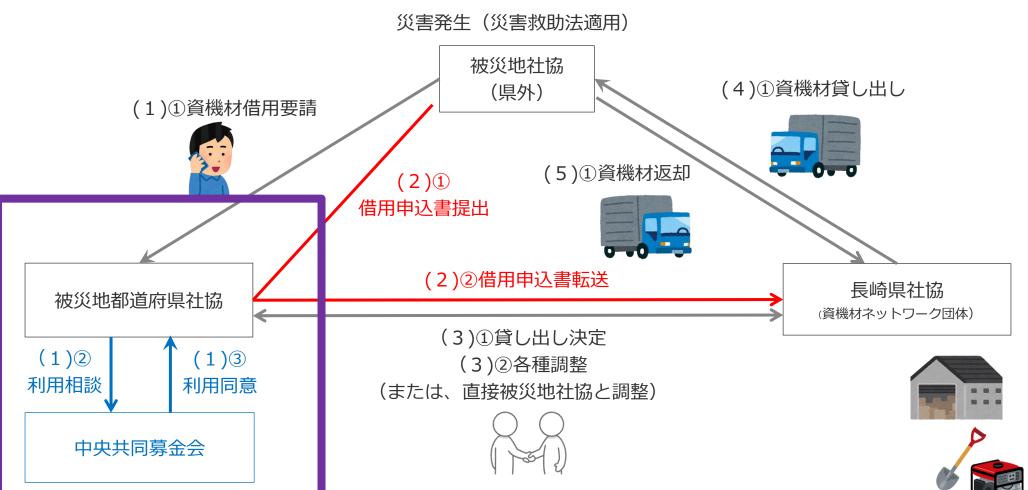
# 長崎県災害救援ボランティア資機材ネットワーク事業

# 【スキーム図】





© 長崎県社会福祉協議会

## 長崎県災害救援ボランティア資機材ネットワーク事業

### 《事業の成り立ち》

長崎県災害救援ボランティア資機材ネットワーク事業(以下「本事業」という)は 長崎県社会福祉協議会(以下「長崎県社協」という)が中央共同募金会の「災害時の ボランティア活動資機材ネットワーク」助成を受けて、資機材ネットワーク団体とし て資機材を購入し立ち上げたものです。 ※資機材保管状況の写真等をつける

#### 《事業内容》

災害発生時に被災地市町村で災害ボランティアセンターが立ち上がった場合に、活動が迅速に開始できるよう、長崎県社協が保管している資機材を貸し出します。

### 《保管資機材》

「保管資機材リスト」をご参照ください。

### 《借用申込~返却の流れ》(スキーム図参照)

- (1) 資機材借用要請
- ①本事業による資機材の借用を希望する被災地社協は、被災地の都道府県社会福祉 協議会(以下「都道府県社協」という)へ連絡
- ②都道府県社協は、中央共同募金会へ相談
- ③中央共同募金会が同意
- (2)借用申込書提出
- ①同意が得られたら、被災地社協は都道府県社協へ「借用申込書」を提出
- ②都道府県社協は、「借用申込書」を長崎県社協へ転送

### (3)貸し出し決定、各種調整

- ①「借用申込書」を受理した長崎県社協は、内容を確認し貸し出しを決定
- ②都道府県社協または被災地社協と配送日時等各種調整

## (4) 資機材貸し出し

- ①長崎県社協は、借用申込書に添付された「保管資機材リスト」の"借用希望数"に 記載の資機材を準備の上、指定の日時に被災地社協へ運送
- ②運送委託会社:ジャパンロジ株式会社長崎支店(電話:0957-46-0147)
- ③資機材の使用は無償、借用期限は原則災害ボランティアセンター閉所まで
- ④運送費:往復、被災地負担

#### (5) 資機材返却

- ①長崎県社協へ連絡の上、返却が不要なものを除きすべて返却
- ② 再度の使用が難しい程度の汚損・破損資機材については、「保管資機材リスト」 に記載のとおり、補充の上返却
- ③返却先:ジャパンロジ株式会社長崎支店
- ④返却時の運送会社は自由選択可。ただし、保管倉庫への搬入は上記③の車両で行 う必要があるため、運送費の観点から③への依頼を推奨。
- (6)本事業に関する問合せ先 長崎県社協 地域福祉推進課(電話:095-846-8618)